

## 普通財産貸付料算定基準

昭和63年5月2日制定  
昭和63年5月2日一部改正  
平成19年4月1日一部改正  
平成21年4月1日一部改正  
平成24年4月1日一部改正

更別村財務規則第204条第1項に定める貸付料の額は下記によるものとする。

### 記

#### (土地)

##### 1. 計算方式

固定資産課税台帳登録価格 × 数量 × 乗率 = 貸付料年額

##### 2. 固定資産課税台帳登録価格

当該年度の固定資産課税台帳登録価格とする。

- 1) 固定資産課税台帳登録価格の設定がないものについては、近傍類似の固定資産課税台帳登録価格に批准した価格とする。
- 2) 村有地の固定資産課税台帳登録価格については、表1のとおりとする。
- 3) 非市街地において、工事等に伴う現場事務所・資材置き場などを設置する場合は、農家宅地の登録価格とする。

##### 3. 数量

貸付面積とする。

##### 4. 乗率

乗率は貸付目的により次のとおりとする。

- (1) 公共的団体が非営利を目的として使用する貸付地については、100分の4とする。
- (2) (1) 以外の貸付地については、100分の6とする。

##### 5. 貸付料年額

貸付料は次のとおりとする。

- (1) 貸付料年額に1円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (2) 貸付期間が1年未満の場合には、日割計算により貸付料を計算する。
- (3) 貸付料が1,000円未満の場合には、1,000円を貸付料とする。

(支持物)

電柱等の支持物のための土地使用にあっては、「更別村行政財産の使用料徴収条例」によるものとする。

(建 物)

建物の使用許可に係る使用料は、「更別村行政財産の使用料徴収条例」によるものとする。

表 1

《市街地》

更別市街地区	原則、固定資産税評価額を使用するものとする。 但し、村有地については非課税地であり、固定資産税評価額が付設されていない土地があるため、固定資産税評価額が付設されていない土地については、固定資産税評価額を付設した価格を使用する。
上更別市街地区	同上

《非市街地》

登記地目	固定資産税評価額分類
原野、牧場	原野
畑	畑
墓地、鉄道用地、公衆用道路、水道用地	雑種地
山林、保安林	山林
公園、学校用地	農家宅地

貸付にあたり、付設している単価が地価の変動その他の理由により著しく均衡を欠く場合は、別に単価を定めるものとする。